

令和3年 第12回 加賀市農業委員会定例総会

令和3年12月22日(水)

開会（午後2時00分）

宮下事務局長

ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。
令和3年第12回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日は、農業委員の現委員14名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては13名のうち11名の出席を頂いております。

また、本日付議いたした転用案件等の現地確認調査を16日に中野委員、北七委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。

それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。

議長挨拶

議長（中村会長）

皆さん、こんにちは。

昨年11月新体制が発足し、1年経過しました。新型コロナウイルスが未だに収束しない状況です。そのような中、我々委員は毎月の定例総会や各種活動に参加をし、農地パトロールも行ってきました。お疲れ様でした。我々の活動とは裏腹に、コメの価格はいろんな条件が重なって2,000円も下がり、憂慮する事態であります。コメの取引相場は12パーセント安でありました。しかしここへきて、新潟産コシヒカリが2万円超えをしたそうで、少しは期待できるのかと思っています。今農業の現場では、スマート農業、有機農業、カーボンニュートラルなどに取り組んでいます。私もGPS機能

	<p>付の自動運転トラクターを購入し、使用しています。皆さんもこのようなことに取り組んでいるのではと思います。今年度は地区座談会を開催することができませんでした。来年早々にできたらと思っています。会計検査院から農地情報公開システムの改善を指摘されましたので、改善していきたいと思っています。</p> <p>今後ともよろしく願いいたします。</p>
--	---

議事録署名員の指名

議長（中村会長）	<p>それでは、初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>7番 田端委員、8番 荒谷委員を指名します。</p>
----------	---

議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（田町）	<p>ご説明します。議案書は 1 ページから 2 ページです。資料 1 の位置図は 1 ページ、資料 2 の調査書は 1 ページです。併せてご覧ください。案件は 1 件です。</p> <p>■■■■■から農地法第 3 条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。</p> <p>申請地はもともと譲受人の家族が所有していたもので、相続時、農地の財産分けにより市外に居住している親類の譲渡人が取得しました。申請地は相続以前からそして現在も譲受人が管理と耕作をしており、今回所有権を取得するものです。譲受人の経営面積は 207 アール、主に水稻の作付けをしております。この案件は資料 2 の 1 ページの調査書の通り、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの不許可要件にも該当</p>

議長（中村会長）	<p>しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
議長（中村会長）	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>

議案第51号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議長（中村会長）	<p>次に、議案第51号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局から説明してください。</p>
事務局（中島）	<p>はい、議案書の3ページからです。資料2は2ページです。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は利用権の新規が3件と更新が1件で、合計22,474㎡の集積計画案です。また、更新については年金関係による設定期間の延長によるものでございます。</p> <p>以上この4件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第51号 農用地利用集積計画(案)の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>

議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。
議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	
議長（中村会長） 中野委員	<p>次に、議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、中野委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは報告いたします。去る 12 月 16 日に私と北七委員、事務局職員 2 名、計 4 名で現地確認調査を行いました。位置図の資料 1 は、2 ページから 5 ページを併せてご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番の転用目的は自己住宅建設です。既に駐車場になっており、始末書が提出されています。生活排水は浄化槽で処理し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>2 番の転用目的は貸駐車場建設です。隣地境界に擁壁を設置し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>3 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して生活排水は農業集落排水に接続し、雨水は側溝を整備して流す計画です。</p> <p>4 番の転用目的は自己住宅建設です。既に自宅の庭になっており、始末書が提出されています。隣地境界に擁壁を設置して生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長（中村会長） 事務局（幸松）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は 5 ページから 6 ページ、資料 1 の位置図は 2 ページから 5 ページを併せてご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番は [] 地内にあり、畑、面積 349 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は申請地の隣接地</p>

で雑貨や衣類のインターネット販売業を営んでおり、大量の商品の在庫を保管していることから自宅が倉庫状態になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。既に申請地は駐車場になっております。平成18年頃に譲渡人の亡夫が、転用許可を受けずに■■■■内会の会館用の駐車場にしたものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は■■■■地内にあり、畑、面積94㎡、転用目的は貸駐車場建設です。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を購入して3台分の駐車場を建設して近隣の旅館に貸付けるものです。申請地は第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は■■■■地内にあり、畑、面積208㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人はアパートに居住しており手狭になったため、実家に近い申請地を祖父から贈与を受け自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がりが10ha未滿の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。

4番は■■■■地内にあり、畑、面積232㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は申請地の向かいに両親と居住していますが手狭になったため、申請地を父から贈与を受け自己住宅を建設するものです。既に申請地は庭になっております。平成元年頃に、譲渡人が転用許可を受けずに庭にしたものです。申請地は農地の拡がりが10ha以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。

議長（中村会長）	説明は以上です。 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	私の方からですが、先月の常設審議委員会で小松市でも始末書を出す案件がありました。山田会長は、こういう違反転用は農地利用状況調査や農地パトロールの時に先に発見できると良いという意見を言われました。委員の皆さん、もしそういった事が事前に分かったら、報告お願いします。4番の案件は、1種農地として常設審議委員会に諮るのですか。
事務局（幸松）	第1種農地ですが、住宅用地は諮りません。住宅以外の目的の転用案件は全て諮ります。
議長（中村会長）	ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全会一致により、適切と認めます。

議案第53号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議長（中村会長）	続きまして、追加分の議案です。議案第53号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局から説明してください。
事務局（田町）	今回急遽追加分で、農用地利用集積計画(案)の決定についてお諮りします。追加議案書の1ページ2ページになります。 []が今年度で離農し、同じ地域の若手担い手である []が、中間管理機構を通して利用権の設定をするものです。この賃借料は、農地賃借料の平均値で出しているため、低めの設定になっています。説明は以上です。

議長（中村会長）	只今の説明に対して、何かご意見ご質問ありますか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第53号 農用地利用集積計画(案)の決定について、 適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

報告第20号 農地貸借の合意解約について

議長（中村会長）	次に、報告第20号 農地貸借の合意解約について事務局から説明してください。
事務局（中島）	はい、議案書の7ページからです。農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。 今月の届出は1件で、1筆の3,100㎡の届出です。これは、今月の農用地利用集積計画の整理番号3番の案件としてお諮りし可決されたものでございますが、借受者の変更による合意解約でございます。解約条件はありません。 以上この1件については、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。説明は以上です
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これで終わります。

報告第21号 1・1・1運動の報告について

議長（中村会長）	次に、報告第21号 1・1・1運動について、報告のある方は挙手をお願いします。
田端委員	農業委員会たよりを配った時、その地区の農地をまとめて耕作している方に米価の下げ幅や農地の賃借料の見直しにつ

議長（中村会長）	<p>いて聞いたところ、集落全体で集まった時にまとめてやりたいということでした。</p> <p>ありがとうございます。私の方からは、12月2日に全国農業委員会長大会が開催され、私はWebで参加しました。13日は県常設審委員議会があり、5条申請7件全て許可相当ということです。私からは以上です。</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>
事務連絡	
<p>宮下事務局長</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>（その他資料（資料3）当面の日程のみを説明）</p> <p>ほかに、報告事項等ありませんか。</p> <p>（報告、連絡なし）</p> <p>なければ以上をもちまして、令和3年第12回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
閉会（午後2時35分）	